

## 条 例

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十一号

埼玉県卸売市場条例を廃止する条例

埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県卸売市場審議会の項を削る。

（埼玉県証紙条例の一部改正）

4 埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県卸売市場条例（昭和四十六年埼玉県条例第七十七号）の項を削る。

（埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

5 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。